

2016年2月12日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 達夫
(コード番号：4578 東証一部)
問合せ先 IR部長 小暮 雄二
(TEL 03-6361-7411)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年3月30日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役及び社外監査役)の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(取締役の責任免除)第2項及び第36条(監査役の責任免除)第2項の規定を変更するものであります。なお、定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

その他、会社法の改正に伴う条文の条数の変更を行うものであります。(定款第30条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2016年3月30日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2016年3月30日(水曜日)

※ 現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.otsuka.com/jp/ir/stock/pdf/association/20150327.pdf>

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第30条 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第30条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上